

令和元年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和２年６月１５日

監査報告書に基づき措置を講じた事項について

種類 令和元年度 定期監査（第３期）

期間 令和元年１２月２日（月）～令和２年３月２７日（金）

範囲 平成３０年度（平成３１年１月１日から平成３１年３月３１日まで）、平成３１年度・令和元年度（平成３１年４月１日から令和元年１２月３１日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

市民福祉部・建設部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
市民福祉部	子育て支援課	1 収入事務 準公金取扱マニュアルを作成していない。 2 契約事務 （１）委託契約において、契約締結伺を適正な理由なく省略している。また、契約保証金の免除条項を明記していない。 （２）印刷製本契約において、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の場合に記載すべき横手市契約規則が併記されていない。 3 服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。	1 監査後にマニュアルを作成した。 2 （１）横手市契約規則に基づき、適正に事務処理を行う。 （２）横手市契約規則に基づき、適正に事務処理を行う。 3 取得時間が記載漏れとなっていたものであり、今後は書類に不備がないよう徹底する。
	高齢ふれあい課	1 補助金事務 事業実績報告書において、決裁権者を誤っている。また、財政課及び経営企画課との合議を行っていない。	1 決裁権者を訂正し、財政課及び経営企画課へ合議を行った。
	地域包括支援センター	1 契約事務 賃貸借契約において、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の場合に記載すべき横手市契約規則が併記されていない。	1 システムでは出力されないため、担当は必ず手書き記載を行い、決裁権者もチェックを徹底することとした。
	健康推進課	1 収入事務 利用者負担金において、出納員が確認及び決裁を行っていない。	1 会計事務規則９２条で示された「現金収納日計表」を参考に台帳を作成し、照合・確認することとした。

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
市民福祉部	生活環境課	1 契約事務 （１）委託契約において、随意契約の根拠条項を誤っている。 （２）請負工事契約において、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の場合に記載すべき横手市契約規則が併記されていない。 2 財産管理事務 物品の貸付の決定において、決裁権者を誤っている。また、財務部長、財政課及び財産経営課との合議を行っていない。	1 （１）全ての委託契約の随意契約の根拠条項について見直しを行い、随意契約の根拠条項の確認を発注何時の重点事項とした。 （２）横手市契約規則の併記について、決裁時に確認すべき重点事項に加えた。 2 決裁権者を修正し、合議先を追加した。
建設部	まちなか再生推進室	1 財産管理事務 物品引継及び繰越書を作成していない。	1 物品引継および繰越書を作成し改善した。